



熊本県公報

号外 第14号

平成26年3月31日(月)

(毎週 火・金発行)

目 次

訓 令		
○熊本県福祉事務所処務規程の一部を改正する訓令	（人事課）	1
○熊本県東社事務所処務規程の一部を改正する訓令	（ 〃 ）	2
○熊本県保健所処務規程の一部を改正する訓令	（ 〃 ）	3
○熊本県立職業能力開発校処務規程の一部を改正する訓令	（ 〃 ）	3
○熊本県県有林産物極印規程の一部を改正する訓令	（ 〃 ）	3
○熊本県出納局処務規程の一部を改正する訓令	（ 〃 ）	4
○熊本県消防学校処務規定の一部を改正する訓令	（ 〃 ）	4
○熊本県食肉衛生検査所処務規程の一部を改正する訓令	（ 〃 ）	4
○熊本県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令	（ 〃 ）	5
○くまもと県民交流館処務規程の一部を改正する訓令	（ 〃 ）	5
○熊本県建築物安全推進室設置規程の一部を改正する訓令	（ 〃 ）	6
○熊本県行政文書管理規程の一部を改正する訓令	（ 〃 ）	6
○熊本県天草地域ダム建設の事務規程を廃止する訓令	（ 〃 ）	7
○熊本県兼職命令規程の一部を改正する訓令	（ 〃 ）	7

訓 令

熊本県訓令第4号

本庁各部（公室・局）課（センター）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県福祉事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成26年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県福祉事務所処務規程の一部を改正する訓令（昭和26年熊本県訓令第1260号）の一部を次のように改正する。

第3条中「「地域振興局」」を「「所管地域振興局」」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、菊池福祉事務所、八代福祉事務所又は天草福祉事務所の所長は、当該福祉事務所の所管区域を所管する熊本県広域本部（熊本県広域本部地域振興局を除く。以下「所管広域本部本部組織」という。）の保健福祉環境部長をもって充てる。

第5条第2項中「当該事務所の所管区域を所管する地域振興局」を「所管地域振興局」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、菊池福祉事務所、八代福祉事務所又は天草福祉事務所の次長は、所管広域本部本部組織の保健福祉環境部副部長のうち当該行政職給料表の適用を受ける職員をもって充てる。

第6条第2項中「当該事務所の所管区域を所管する地域振興局」を「所管地域振興局」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、菊池福祉事務所、八代福祉事務所又は天草福祉事務所の課長は、所管広域本部本部組織の保健福祉環境部の総務企画課長及び福祉課長をもって充てる。

第7条中「以外の職員」の次に「（以下この条において「他の職員」という。）」を加え、「当該事務所の所管区域を所管する地域振興局」を「所管地域振興局」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、菊池福祉事務所、八代福祉事務所又は天草福祉事務所の他の職員は、知事が特に命ずる者のほか、所管広域本部本部組織の総務部の総務課長（天草福祉事務所にあつては、総務振興課長）及び総務課課長補佐（天草福祉事務所にあつては、総務振興課長補佐（地域振興担当を除く。））並びに保健福祉環境部の総務企画課及び福祉課の職員をもって充てる。

第8条第2項中「福祉課長」の次に「（玉名福祉事務所、阿蘇福祉事務所及び球磨福祉事務所にあつては、保健福祉環境部の総務福祉課長）」を加える。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

熊本県訓令第5号

本庁各部（公室・局）課（センター）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県東京事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成26年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県東京事務所処務規程の一部を改正する訓令
熊本県東京事務所処務規程（昭和27年熊本県訓令第1638号）の一部を次のように
改正する。から第7条までを次のように改める。

（役付職員）

- 第3条 事務所に、次長を置く。
- 2 事務所に、首席審議員を置くことができる。
- 3 各課に、課長を置く。
- 4 事務所に、審議員を置くことができる。
- 5 事務所に、主幹を置くことができる。
- 6 事務所に、参事を置くことができる。

（職務）

- 第4条 次長は、所長を補佐する。
- 2 首席審議員は、上司の命を受け、事務所の所管に属する重要な事項を審議する。
- 3 課長（次項に定めるものを除く。）は、上司の命を受け、課務を処理する。
- 4 課長（業務の担当を命ぜられたものに限る。）は、上司の命を受け、担当事務を処理する。
- 5 審議員は、上司の命を受け、事務所の所管に属する事項を審議する。
- 6 主幹は、上司の命を受け、特命の担当事務を処理する。
- 7 参事は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

（分掌事務）

- 第5条 事務所の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 公印に関する事。
- (2) 所属職員の人事及び服務に関する事。
- (3) 文書に関する事。
- (4) 経理に関する事。
- (5) 財産の管理に関する事。
- (6) 政府関係機関等との連絡及び折衝に関する事。
- (7) 企業誘致に関する事。
- (8) 観光宣伝に関する事。
- (9) 市場、市況及び流通調査に関する事。
- (10) 県産品取引の指導あっせんに関する事。
- (11) 県産品の宣伝紹介並びに見本市、博覧会及び展示会等に関する事。
- (12) 県産品の展示に関する事。
- (13) ふるさとくまもと応援寄附金に関する事。

- 2 各課の分掌事務は、所長が定める。

（専決事項）

- 第6条 所長は、次の事項を専決するものとする。
- (1) 所属職員の担当事務の決定に関する事。
- (2) 熊本県職員服務規程（昭和31年熊本県訓令第1984号の2）の規定に基づく服務に関する事。
- (3) 職員の旅行命令及び当該旅行に係る復命に関する事。
- (4) 職員の時間外勤務等の命令に関する事。
- (5) あらかじめ人事課長の承認を得た臨時事務補助員、臨時技術補助員、臨時技能補助員及び臨時労務補助員の任免に関する事（分限及び懲戒による場合を除く。）。
- (6) 熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）第11条から第15条までの規定による行政文書の開示請求に対する決定等に関する事。
- (7) 熊本県情報公開条例附則第7項の規定による行政文書の開示の申出の処理に関する事。
- (8) 熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第19条の規定による個人情報の開示請求に対する決定等に関する事。
- (9) 熊本県個人情報保護条例第25条の規定による個人情報の訂正請求に対する決定等に関する事。
- (10) 熊本県個人情報保護条例第25条の7の規定による個人情報の利用停止請求に対する決定等に関する事。
- (11) 第6号から第8号までに定めるものを除くほか、所掌事務に係る文書の閲覧及び写しの交付の承認に関する事。
- (12) 熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第7条第4項の規定に基づく会計職員の任免に関する事。
- (13) 行政財産の目的外使用のうち軽易なものの許可に関する事。
- (14) その他軽易な事項に関する事。

2 所長は、前項各号に掲げる事項（次条において「所長専決事項」という。）の一部を指定して、あらかじめ指定した次長に専決させることができる。
（代決）

第7条 所長専決事項について、所長が不在のときは、次長が代決することができる。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

熊本県訓令第6号

本庁各部（公室・局）課（センター）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県保健所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成26年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県保健所処務規程の一部を改正する訓令
熊本県保健所処務規程（昭和29年熊本県訓令第33号の2）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「とおり」を「各号（熊本県水俣保健所総務企画課にあつては、第8号及び第9号を除く。）に掲げる事務」に改め、同条第3項中「第1項各号」の次に「（同項第8号及び第9号を除く。）」を加える。

第4条第2項中「地域振興局」を「所管地域振興局」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、熊本県菊池保健所、熊本県八代保健所又は熊本県天草保健所の所長は、当該保健所の所管区域を所管する熊本県広域本部（熊本県広域本部地域振興局を除く。以下「所管広域本部本部組織」という。）の保健福祉環境部長をもって充てる。

第5条第2項中「当該保健所の所管区域を所管する地域振興局」を「所管地域振興局」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、熊本県菊池保健所、熊本県八代保健所又は熊本県天草保健所の次長は、所管広域本部本部組織の保健福祉環境部副部長をもって充てる。

第6条第2項中「当該保健所の所管区域を所管する地域振興局」を「所管地域振興局」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、熊本県菊池保健所、熊本県八代保健所又は熊本県天草保健所の課長は、所管広域本部本部組織の保健福祉環境部の各課長をもって充てる。

第7条中「以外の職員」の次に「（以下この条において「他の職員」という。）」を加え、「当該保健所の所管区域を所管する地域振興局」を「所管地域振興局」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、熊本県菊池保健所、熊本県八代保健所又は熊本県天草保健所の他の職員は、知事が特に命ずる者のほか、所管広域本部本部組織の総務部の総務課長（熊本県天草保健所にあつては、総務振興課長）及び総務課課長補佐（熊本県天草保健所にあつては、総務振興課課長補佐（地域振興担当を除く。））並びに保健福祉環境部の職員をもって充てる。

第8条第1項第15号中「並びに同法第50条に規定する精神障害者社会適応訓練事業に係る協力事業所及び訓練生の登録並びに協力事業所との訓練委託契約に関すること」を削る。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

熊本県訓令第7号

本庁各部（公室・局）課（センター）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県立職業能力開発校処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成26年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県立職業能力開発校処務規程の一部を改正する訓令
熊本県立職業能力開発校処務規程（昭和33年熊本県訓令甲第33号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「及び物品」を「並びに物品」に改め、同条第6号中「取締」を「取締り」に改め、同条第14号中「訓練手当」を「訓練生に対する訓練手当」に改め、同条第15号中「災害見舞金」を「訓練生に対する災害見舞金」に改め、同条第17号中「調査」を「及び調査」に改め、同条第19号を削る。

第6条中第23号を削り、第24号を第23号とし、第25号を第24号とする。

附 則

この訓令は、平成26年3月31日から施行する。

熊本県訓令第8号

本庁各部（公室・局）課（センター）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県県有林産物極印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成26年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県県有林産物極印規程の一部を改正する訓令
熊本県県有林産物極印規程（昭和35年熊本県訓令甲第37号）の一部を次のように改正する。
別表県北広域本部菊池地域振興局の項及び県南広域本部八代地域振興局の項中「総務振興課長」を「総務課長」に改める。
附 則
この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

熊本県訓令第9号

本庁各部（公室・局）課（センター）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県出納局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成26年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県出納局処務規程の一部を改正する訓令
熊本県出納局処務規程（昭和36年熊本県訓令甲第30号）の一部を次のように改正する。
第2条の次に次の1条を加える。
（兼職命令）
第2条の2 会計課に勤務を命ぜられ、かつ、庶務事務を担当する者は、管理調達課に兼ねて勤務を命ぜられたものとする。
附 則
この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

熊本県訓令第10号

本庁各部（公室・局）課（センター）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県消防学校処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成26年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県消防学校処務規程の一部を改正する訓令
熊本県消防学校処務規程（昭和38年熊本県訓令甲第46号）の一部を次のように改正する。
第3条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。
2 学校に審議員を置くことができる。
第4条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。
3 審議員は、上司の命を受け、学校の所管に属する重要な事項を審議する。
附 則
この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

熊本県訓令第11号

本庁各部（公室・局）課（センター）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県食肉衛生検査所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成26年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県食肉衛生検査所処務規程の一部を改正する訓令
熊本県食肉衛生検査所処務規程（昭和48年熊本県訓令第10号）の一部を次のように改正する。
第7条を第8条とする。
第6条中「であるとき」を「のとき」に改め、「その事務」を削り、同条に次の1項を加え、同条を第7条とする。
2 前項の場合において、次長が不在のときは、総務課長（八代検査室にあっては八代検査室長、人吉検査室にあっては人吉検査室長）が代決することができる。
第5条中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、同条第16号中「第12号」を「第13号」に改め、同号を同条第17号とし、同条中第15号を第16号とし、第12号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、同条第11号中「第6号から第8号」を「第7号から第9号」に改め、同号を同条第12号とし、同条中第10号を第11号とし、

第3号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同条第2号中「所属職員の」を「熊本県職員
 第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。
 第5条に次の1項を加え、同条を第6条とする。

- 2 所長は、次の事項（八代検査室及び人吉検査室に係るものに限る。）について、あらかじめ指定した次長に専決させることができる。
- (1) 職員の旅行命令（次長の県外旅行命令を除く。）及び当該旅行に係る復命に関すること。
 - (2) 職員の時間外勤務等の命令に関すること。
 - (3) 光熱水費、複写機使用料及び電話料の支出負担行為をすること。
 - (4) その他軽易な事項に関すること。

第4条第8号を次のように改める。

(8) その他他課（室）の所掌に属しないこと。

第4条第9号から第12号までを削り、同条に次の4項を加え、同条を第5条とする。

- 2 検査指導課の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) と畜場（八代市、人吉市、八代郡及び球磨郡に所在するものを除く。）に関すること。
 - (2) 食鳥処理場（八代市、人吉市、八代郡及び球磨郡に所在するものを除く。）に関すること。
 - (3) 食肉の衛生に関すること。
 - (4) 可検物の検査（精密検査を除く。）に関すること。
- 3 精密検査課の分掌事務は、可検物の精密検査に関することとする。
- 4 八代検査室の分掌事務は、八代市及び八代郡に所在すると畜場及び食鳥処理場に関することとする。
- 5 人吉検査室の分掌事務は、人吉市及び球磨郡に所在すると畜場及び食鳥処理場に関することとする。

第3条中第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加え、同条を第4条とする。

- 2 課長は、上司の命を受け、課務を処理する。
 - 3 室長は、上司の命を受け、室務を処理する。
- 第2条の見出しを「（役付職員等）」に改め、同条中第3項を第5項とし、第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加え、同条を第3条とする。
- 2 各課に、課長を置く。
 - 3 各室に、室長を置く。
- 第1条の次に次の1条を加える。

（組織）
 第2条 検査所に次の表の左欄に掲げる課（室）を置き、その位置は同表の右欄のとおりとする。

課（室）	位置
総務課	菊池市
検査指導課	菊池市
精密検査課	菊池市
八代検査室	八代市
人吉検査室	人吉市

附 則
 この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

熊本県訓令第12号

本庁各部（公室・局）課（センター）
 各地方出先機関
 労働委員会事務局

熊本県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 平成26年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令
 熊本県職員安全衛生管理規程（平成2年熊本県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中ムを削り、メをムとし、モをメとする。

附 則
 この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

熊本県訓令第13号

本庁各部（公室・局）課（センター）
各 地 方 出 先 機 関
くまもと県民交流館処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成26年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

くまもと県民交流館処務規程の一部を改正する訓令
くまもと県民交流館処務規程（平成14年熊本県訓令第42号）の一部を次のように改正する。
第5条第5号中「第29条第1項」を「第29条」に改め、「、役員名簿等及び定款等」を削る。

附 則
この訓令は、平成26年3月31日から施行する。

熊本県訓令第14号

本庁各部（公室・局）課（センター）
各 地 方 出 先 機 関
熊本県建築物安全推進室設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成26年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県建築物安全推進室設置規程の一部を改正する訓令
熊本県建築物安全推進室設置規程（平成18年熊本県訓令第39号）の一部を次のように改正する。
第2条第7号中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める。

附 則
この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

熊本県訓令第15号
熊本県公営企業管理規程第7号

本庁各部（公室・局）課（センター）
各 地 方 出 先 機 関
企 業 局
熊本県行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成26年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県行政文書管理規程の一部を改正する訓令
熊本県行政文書管理規程（平成24年熊本県訓令第9号、平成24年熊本県公営企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。
第6条第2項中「総務振興課長（県央広域本部総務部）」を「総務部総務課長（県央広域本部総務部）」に改め、「各部の総務課長」の次に「、天草広域本部にあっては総務振興課長」を、「振興局にあっては総務振興課長（」の次に「県北広域本部菊池地域振興局及び県南広域本部八代地域振興局にあっては各地域振興局の総務課長、」を加え、「、総務出納課長」を「総務出納課長」に改め、同条第4項中「総務振興課（県央広域本部総務部）」を「総務部総務課（県央広域本部総務部）」に改め、「各部の総務課」の次に「、天草広域本部にあっては総務振興課」を、「振興局にあっては文書管理者が総務振興課（」の次に「県北広域本部菊池地域振興局及び県南広域本部八代地域振興局にあっては各地域振興局の総務課、」を加え、「、総務出納課」を「総務出納課」に改める。
第33条第11項中「広域本部総務部総務振興課」を「総務部総務課」に改め、「各部の総務課」の次に「、天草広域本部にあっては総務振興課」を、「の総務振興課（」の次に「県北広域本部菊池地域振興局及び県南広域本部八代地域振興局にあっては各地域振興局の総務課、」を加え、「、総務出納課」を「総務出納課」に改める。
第59条第2項中「文書管理規則」を「管理規則」に改める。
別表第1の1の表中「公共関与推進課 公関推」及び「全国豊かな海づくり大会推進課 全海」を削る。

「技術管理課 央土技管」を「技術管理課 央土技管」に、「技術管理課 宇城技管」を「維持管理調整課 宇城維管調」に改め、「維持管理課 宇城維管」を削り、「技術管理課 上益城技管」を「維持管理調整課 上益城維管調」に改め、「維持管理課 上益城維管」を削り、「総務振興課 北総振」を「振興課 北振」に、「福祉課 北福祉」を「福祉課 北福祉」に、「衛生環境課 北衛環」に、「農地整備課 北農整」を「農地整備課 北農整」に、「保健予防課 北保予」を「保健予防課 北保予」に改める。

農整
良課 北菊土改」に、「技術管理課 北土技管」を「技術管理課 北土技管」に、「技術
管理課 玉名技管」を「維持管理調整課 玉名維管調」に改め、「維持管理課 玉名維管」
を削り、「技術管理課 鹿本技管」を「維持管理調整課 鹿本維管調」に改め、「維持管
理課 鹿本維管」を削り、「総務振興課 菊池総振」を「振興課 菊池振」に改め、「菊
池台地土地改良課 菊池土改」を削り、「技術管理課 阿蘇技管」を「維持管理調整課
阿蘇維管調」に改め、「維持管理課 阿蘇維管」を削り、「総務振興課 南総振」を「振
興課 南振」に、「福祉課 南福祉」を「福祉課 南福祉」に、「技術管理課 南土
務課 南総」に、「福祉課 南福祉」を「衛生環境課 南衛環」に、「技術管理課 南土
技管」を「技術管理課 南土技管」に、「総務振興課 八代総振」を「振興課 八代振
に改め、「試験検査課 八代試検」を削り、「技術管理課 球磨技管」を「維持管理
調整課 球磨維管調」に改め、「維持管理課 球磨維管」を削り、「福
祉課 天福祉」を「福祉課 天福祉」に、「水産課 天水」を「水産課 天水」に、
保健予防課 天保予」に、「技術管理課 天土技管」を「技術管理課 天土技管」に改め、「漁港課 天草漁港」及
び「熊本県天草地域ダム建設事務所 天ダ建」を削る。
別表第2中「県北広域本部菊池地域振興局総務振興課」を「県北広域本部菊池地域振興
局総務課」に、「県南広域本部八代地域振興局総務振興課」を「県南広域本部八代地域振
興局総務課」に改める。
別記第13号様式その1中「広域本部総務部総務振興課」を「広域本部総務部総務課（
天草広域本部にあっては、総務部総務振興課）」に改め、同様式その4中「広域本部地域
振興局総務振興課（」の次に「県北広域本部菊池地域振興局及び県南広域本部八代地域振
興局にあっては各地域振興局の総務課、」を加え、「総務出納課」を「総務出納課」に改
める。

附 則
この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

熊本県訓令第16号

本庁各部（公室・局）課（センター）
各 地 方 出 先 機 関
熊本県天草地域ダム建設事務所処務規程を廃止する訓令を次のように定める。
平成26年3月31日
熊本県知事 蒲 島 郁 夫
熊本県天草地域ダム建設事務所処務規程を廃止する訓令
熊本県天草地域ダム建設事務所処務規程（平成9年熊本県訓令第39号）は、廃止する。
附 則
この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

熊本県訓令第17号

本庁各部（公室・局）課（センター）
各 地 方 出 先 機 関
熊本県兼職命令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成26年3月31日
熊本県知事 蒲 島 郁 夫
熊本県兼職命令規程の一部を改正する訓令
熊本県兼職命令規程（平成21年熊本県訓令第45号）の一部を次のように改正する。
第1条の表中環境生活部環境局廃棄物対策課の項を削り、同表農林水産部水産局水産振
興課の項中 「農林水産部水産局漁港漁場整備課」 を「農林水産部水産局漁港漁場整備課」

り大会推進課

」に改める。

附 則
この訓令は、平成26年4月1日から施行する。